

## スペシャルオリンピックス日本・千葉会則

### 第1章 総則

第1条(名称) 本会は、「スペシャルオリンピックス日本・千葉」と称する。

第2条(事務所) 本会は、事務所を千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘3-24-24 MKハイツ1-103に置く。

第3条(組織) 本会は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本(以下「SO日本」)の認証に基づき、SO日本定款第2章(目的及び事業)の定め及び本会の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

2 本会はSO日本傘下の組織とし、その設立と運営は本会とSO日本が締結する協定書に基づくものとする。

第4条(目的) 本会は知的発達障害のある人達(以下、「アスリート」という)とコーチ、ボランティアほか一般市民が日常のスポーツプログラムや競技会、大会またはレクリエーションプログラムを通して共に成長しながらアスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。

第5条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

(1) アスリート、コーチ、ボランティアへの参加の呼びかけ及び会員相互の交流。(2) アスリートのための各種スポーツ及びレクリエーションプログラムの企画と実践。(3) コーチの養成と指導法の研究。

(4) スペシャルオリンピックス精神の普及と広報。(5) 競技会、大会の実施と参加。(6) 本会の活動に必要な資金を得るための募金活動と収益活動。(7) その他、本会の目的達成に必要な活動。

2 本会は、特定の宗教もしくは政治思想にもとづく事業または営利のみを目的とした事業は行わない。

### 第2章 会員

第6条(会員) 本会に以下の会員を置く。

① アスリート会員 ② ファミリー会員 ③ ボランティア会員

④ コーチ会員 ⑤ 個人賛助会員 ⑥ 企業・団体賛助会員

2 アスリート会員、ファミリー会員、ボランティア会員はコーチ会員及び個人賛助会員を兼ねることができる。

第7条(入会の手続き) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は、所定の登録用紙に必要事項を記入して事務局に申し込むものとする。

第8条(退会及び資格の喪失) 本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を事務局に提出し、受理された日をもって退会となる。

2 評議員会は、下記のいずれかに該当する会員を退会させることができる。

① 入会時の虚偽の申告が判明したとき。 ② 本会則に、著しく違反したとき。 ③ 本会の名誉や運営に、著しく違反したとき。 ④ 2年を越えて本会への参加の意思表示がないとき。 ⑤ SOの活動において、特定の宗教もしくは政治思想にもとづく行為または営利のみを目的とした行為をしたとき。 ⑥ その他、評議員会が退会に値すると判断したとき。

3 ただし、退会させるにあたっては、当事者に十分な弁明の機会を与えなければならない。

第9条(会費及び賛助金) 本会の会費は無料とする。ただし、賛助会員は本会の運営を助けるため、以下の賛助金をおさめるものとする。

①個人賛助金 年額 1口 3,000円

②企業・団体賛助金 年額 1口 10,000円

### 第3章 役員

第10条(役員の種類) 本会に以下の役員を置く。

(1) 評議員 10名以上25名以内 (2) 監事 2名

2 評議員の中から、会長1名、副会長3名以内を定め、会計責任者1名、事務局長1名を置くものとする。

第11条(役員の選任) 評議員及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、評議員の互選とする。

3 会計責任者及び事務局長は、評議員会にて評議員の中から選任する。

4 監事は、評議員又はこの会の事務局員を兼ねることができない。

第12条(役員の職務) 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 評議員は、評議員会を構成し、本会則の定め及び評議員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 事務局長は、評議員会の議決に基づき、本会の常務を処理する。

5 会計責任者は、評議員会の議決に基づき、本会の予算、決算を処理する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 評議員の業務執行の状況を監査すること。(2) 本会の財産の状況を監査すること。(3) 評議員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、評議員に意見を述べ、もしくは評議員会の招集を請求すること。

第13条(役員の任期) 役員の任期は2年とし、尚、再任を妨げない。任期の継続については原則連続3期までとするが、特に会長が認め、評議員会の承認を得た場合、その限りではない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第14条(欠員補充) 評議員又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条(解任) 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第16条(役員の報酬等) 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第17条(顧問・参与) 本会に、顧問、参与を若干名置くことができる。

2 顧問ならびに参与は、会長の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問ならびに参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

### 第4章 総会

第18条(種別) 本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条(構成) 総会は、会員をもって構成する。

第20条(権能) 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 予算案並びに決算の承認 (2) 事業報告及び事業計画案 (3) 会則の改正 (4) 役員の選任又は解任 (5) 賛助金の額 (6) その他評議員会より付議された運営に関する重要事項

第21条(開催) 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

(1) 評議員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第22条(招集) 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第23条(議長) 総会の議長は、会長(会長事故ある時は副会長)がこれにあたる。両者不在もしくは欠員のときは出席した会員の中から選出する。

第24条(定足数) 総会は、会員総数の5分の1以上の出席(代理人及び委任状を含む)がなければ開会することができない。

第25条(議決) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

第26条(議事録) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所 (2) 会員総数及び出席者数 (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

### 第5章 評議員会

第27条(評議員会の構成) 評議員会は、評議員をもって構成する。

第28条(評議員会の権能) 評議員会は、本会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 事務局の組織及び運営に関する事項 (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第29条(開催) 評議員会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき (2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき (3) 第12条第6項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき 第30条(招集) 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第31条(議長) 評議員会の議長は会長がこれに当たる。

第32条(議決) 評議員会の議事は、出席評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第33条(表決権等) 各評議員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は、第33条第2項及び第34条第2項の適用については、評議員会に出席したものとみなす。

4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加えることができない。

5 会長又は評議員総数の3分の1以上が必要と認めたときは、少なくとも5日前までに通知された審議事項について郵送又はファックス送信の書面をもって表決することができる。

第34条(議事録) 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所 (2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 運営組織

第35条(運営委員会と専門委員会)

本会は、事業の円滑な運営を図るために、評議員会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

第36条(運営委員会の構成と開催) 運営委員会はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識ある者の中から会長が選任する運営委員によって構成される。

2 運営委員会は原則として毎月1回会長もしくは会長の指名する運営委員長が召集し、開催する。

3 運営委員会の構成は下記の通りである。

①会長 ②副会長 ③会計責任者 ④事務局長 ⑤各専門委員長もしくは各専門副委員長 ⑥区市町村プログラムの総括責任者または副責任者 ⑦会長が必要と認めた者 ⑧事務局スタッフ

第37条(機能) 運営委員会は運営委員長が主催し、評議員会が委任したこの会の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議し

評議員会に提案する。

第38条(専門委員会及び構成) 専門委員会は、原則として運営委員の中から会長が選任する委員長と委員長が選任する専門委員によって構成される。

2 専門委員会は専門委員長が任意に召集して開催する。

3 専門委員会の構成は次の通りとする。

①アスリート委員会 ②ファミリー委員会 ③スポーツプログラム委員会 ④財務委員会 ⑤広報委員会 ⑥ボランティア委員会 ⑦医療・安全対策委員会

第39条(事務局) この会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計

第40条(資産の構成) 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 賛助金

(3) 寄付金品 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) そのほかの収入

第41条(資産の管理) 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第42条(会計の原則) 本会の会計は、SO日本の定める地区組織会計基準に従って行うものとする。

第43条(事業計画及び予算) 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条(事業報告及び決算) 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第45条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

## 第8章 解散

第46条(残余財産の帰属)

本会が解散(合併、破産又は法人化による解散は除く)したときに残存する財産は、SO日本に譲渡するものとする。

## 第9章 雑則

第47条(細則) この会則の施行について必要な細則は、評議員会の議決を経て、会長がこれを定める。

第48条(会則の改正) 本会則は、SO日本との協議を経て、総会出席会員の3分の2以上の同意によって改正することができる。

附則 1 この会則は、本会の成立の日(2001年12月2日)から施行する。

2 この会則は、2005年2月11日から施行する。

3 この会則は、2007年2月18日から施行する。

4 この会則は、2008年8月20日から施行する。